

白木原区規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本区は白木原区と称し、事務所を白木原公民館（福岡県大野城市白木原1丁目5番5号）に置く。

(目 的)

第2条 本区は区民相互の親和と生活の向上、福祉の増進を図り、区隣組及び市の発展に寄与するを以て目的とする。

(構 成)

第3条 本区は白木原区に在住する住民、及び区域外の住民で本区内に事務所または店舗、工場などを有する者（以下「住民」と言う）を以て構成し、丁目及び隣組を設ける。

(事 業)

第4条 本区は第2条の目的達成のため下記の事業を行う。

1. 市及び官公署よりの依頼事業の伝達及び処理。
2. 公民館事業の目的達成に必要な事業。
3. 福祉増進、環境衛生の改善及び災害防止に必要な事業。
4. その他第2条の目的達成に必要と認められる事業。

(公 告)

第5条 本区の公告は区の掲示板又は回覧を以て公示する。

(運営費)

第6条 本区の目的達成のため必要な経費は区費、特別区費、助成金、補助金、公民館使用料及び寄付金を以て運営費とする。

(区 費)

第7条 区費の額は総会において定める。本区の区費徴収について次のとおり定める。

1. 区域内の住民は世帯ごとに区費を納めるものとする。
但し、区長が認めたときは、これを減免することができる。
2. 区費は原則として隣組で集め、毎月25日までに区に納めるものとする。
但し、マンション（アパート等を含む）の管理者又は管理会社が集める場合は区長とその管理者との間において区費納入に関する覚書を取り交わすものとする。
3. 年度途中の転入者は翌月から、転出者は転出の月まで納めるものとする。

(特別区費)

第8条 区域外の住民で区域内に事務所、または店舗、工場などを有する者は、別に定める特別区費を納めるものとする。

第2章 役員及び職員

(役員等)

第9条 本区に次の役員及び評議員、顧問、隣組長並びに職員を置く。

1. 役 員 区長1名、副区長1名、会計1名、監事2名
2. 評議員 8名（商店会代表1名を含む）
3. 顧 問 若干名
4. 隣組長 区の隣組数と同数名
5. 職 員 若干名

第10条 役員等の選出は下記のとおりとする。

1. 区長、副区長、会計及び監事は役員選考委員会において選出し、評議員は役員会において選出する。なお、商店会代表は商店会において選出する。役員等は、総会においてこれを承認するものとする。
2. 役員選考委員会規程は別に定めるものとする。
3. 顧問は区在住の学識経験者より役員会の承認を得て区長が委嘱する。
4. 隣組長は各隣組において選出する。
5. 職員は区長の推薦により役員会の同意を得るものとする。
6. 役員事故あるときはその残任期間これを役員会にて補充することができる。

(任 務)

第11条 役員等の任務は次のとおりとする。

1. 区長は区を代表して区の業務を総括する。
2. 副区長は区長を補佐し、区長事故あるときは区長職務を代行する。
3. 会計は区の会計事務を司り、区長を補佐し区事業の実施にあたる。
4. 評議員は区の行政機関として区長を補佐する。
5. 監事は区の会計事務を監査する。
6. 隣組長は隣組を代表し区長を補佐する。
7. 職員は区の業務に従事する。

(任 期)

第12条 役員、評議員、顧問及び職員の任期は2年とし、何れも再任を妨げない。隣組長の任期は1年とし再任を妨げない。ただし、役員、評議員の年齢を80歳までとする。

1. 補欠により選出した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
2. 任期中に80歳を過ぎた時は、任期満了までとする。

(報 酬)

第13条 役員の報酬及び職員の給料は総会に於いてこれを定める。

第3章 会 議

(会 議)

第14条 会議を分けて総会、役員会、評議員会及び隣組長会とする。

(総 会)

第 15 条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

通常総会は毎年4月末日までに招集し、臨時総会は必要に応じ役員会の承認を得て開催出来る。

第 16 条 総会は役員及び代議員によって構成する。代議員の選出は各隣組より 1 名とする。

第 17 条 総会を招集せんとするときは、開催日の 7 日前までに会議の目的事項、日時及び場所を記載した書面を各世帯に通知しなければならない。

(総会議決事項)

第 18 条 総会に於いて下記事項を議決する。

1. 予算決算及び余剰金に関する事項
2. 事業計画に関する事項
3. 役員選出に関する事項
4. 規約改正に関する事項
5. 区費の額及び徴収方法に関する事項
6. その他重要な事項

第 18 条の 2

前条項の規定にかかわらず毎年度開始後に予算が総会に於いて議決されていない場合には、区長は総会に於いて予算が議決される日までの間は前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

第 19 条 総会に於いては第 17 条の規定によりあらかじめ通知した事項のみ議決することができるが、緊急の必要があると総会が認めた事項についてはこの限りではない。

第 20 条 総会は代議員の過半数（委任状を含む）の出席を以て構成し、各議事は出席者の過半数を以て議決成立する。

但し、賛否同数なるときは議長これを採決する。議長は総会出席者の中より選出する。

(役員会及び評議員会)

第 21 条 役員会及び評議員会は必要に応じ区長が招集し、顧問は役員会及び評議員会に出席することができる。

但し役員会、評議員会の三分の 1 以上の要求があれば区長はこれを召集しなければならない。

(隣組長会)

第 22 条 隣組長会は必要に応じ区長が招集する。

第 4 章 会計及び監査

(会計)

第 23 条 本区の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 24 条 区長は毎事業年度の終わりに下記の書類を作成し、事務所に備えなければな

らない。

1. 財産目録
2. 収支決算書
3. 事業報告書

第 25 条 監事は前条の書類を受理したときは、これを監査し意見書をつけ区長に提出しなければならない。

第5章 区有財産および基金

第 26 条 区有財産並びに、白木原区基金の管理、運用についての事項を「白木原区区有財産並びに白木原区基金に関する規程」(別紙) に定める。

第6章 情報保護

(個人情報の取り扱い)

第 27 条 本会が区活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用提供および管理については、「個人情報取り扱い要領」に定め、適正に運用するものとする。

第7章 雜 則

(委 任)

第 28 条 この規約に定めるもののほか、区の運営に関し必要な事項は区長が役員会に諮って、別に定めることが出来る。

附 則

この規約は昭和 35 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 43 年 4 月 28 日から施行する。

昭和 49 年 5 月 26 日から施行する。

昭和 55 年 4 月 27 日から施行する。

昭和 56 年 5 月 10 日から施行する。

平成 3 年 4 月 27 日から施行する。

平成 9 年 4 月 26 日から施行する。

平成 19 年 4 月 28 日から施行する。

平成 20 年 4 月 26 日から施行する。

平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

平成 23 年 4 月 16 日から施行する。

平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和5年4月17日から施行する。

令和6年4月1日から施行する。

(別 表)

1. 特別区費

区域外の住民で、区域内に事業所または店舗、工場、土地を有する者は、特別区費を納めるものとする。

特別区費の額は、次のとおりと定める。

1	敷地面積 300 m ² 以上の事業所等	年額 10,000 円
2	// 未満の事業所等	年額 3,600 円 (一般区費と同額)

白木原区個人情報取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、本区が保有する個人情報を適正に取り扱うために必要な事項を定め、区民の権利利益を保護することを目的とする。

(区の責務)

第2条 本区は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、区の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(区民への周知)

第3条 この要領は、区の総会資料又は回覧により、区民に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 この要領において、「個人情報」とは、「区加入届」、「家族（世帯）カード」等により区が取得した次に掲げる個人情報とする。

1. 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号
2. 勤務先（必要に応じ）又は通学先（義務教育）

その他区の活動において必要とする情報で、本人の同意を得て取得したもの

(個人情報の利用)

第5条 個人情報は、次に掲げる目的のために必要な場合にのみ利用するものとする。

1. 区費の請求及び管理、文書の送付等
2. 区民の名簿及び地図の作成
3. 第7条第1項の規定に基づく第三者への情報の提供

(個人情報の管理)

第6条 個人情報が記載された書類等は、区長の責任のもと適正に管理し、夜間においては、鍵のかかる保管庫等で厳重に保管するものとする。

2 個人情報が記載された書類が不要となったときは、区長立会いのもと、裁断等の適切な方法で、速やかに廃棄するものとする。

(個人情報の提供)

第7条 次に掲げる場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を、提供先に応じ提供する項目を定め、第三者に提供することができるものとする。

1. 法令、市の条例等に基づく場合
 2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
 3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進のために必要な場合
 4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
 5. その地区であらかじめ決めた提供先に提供する場合
- 2 前項の規定にかかわらず、前項各号に該当する場合であっても、区民本人から個人情報の提供を拒む旨の申出があったときは、提供を行わないものとする。

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。